

# 玉川大学奨学金規程

## (目的と名称)

- 第1条 本規程は、玉川大学学則（以下「学則」という。）第41条第2項に基づき、学生（教育学部教育学科通信教育課程、芸術専攻科を除く）の勉学奨励、生活上及び学修支援に資することを目的として奨学金を定める。
- 2 前項に定める奨学金の名称及び受給者は、次のとおりとする。
- (1) ファーストイヤー奨学金・奨学生
  - (2) 玉川奨学金・奨学生
  - (3) 経済支援奨学金・奨学生
  - (4) 課外活動奨学金・奨学生
  - (5) SAE海外留学奨学金・奨学生
  - (6) 玉川応急奨学金・奨学生
  - (7) 小原応急奨学金・奨学生
  - (8) TeS奨学金・奨学生
  - (9) 大学院奨学金・奨学生
  - (10) 玉川給付型奨学金・奨学生
  - (11) 国公立大学併願スカラシップ奨学金・奨学生

## (申請)

- 第2条 課外活動奨学金、玉川給付型奨学金及び国公立大学併願スカラシップ奨学金を除く奨学金の受給を希望する学生は、学生支援センター等が開催する奨学金説明会等に出席し、所定の申請書等、必要書類を指定期日までに定められた申請先等へ提出しなくてはならない。
- 2 玉川給付型奨学金及び国公立大学併願スカラシップ奨学金を希望する学生は、玉川給付型奨学金及び国公立大学併願スカラシップ奨学金によって定められた入学試験を受けなければならない。
- 3 玉川給付型奨学金及び国公立大学併願スカラシップ奨学金の継続を希望する学生は、本学の定める申請期間内に継続希望の旨を申し出て、所定の申請書を指定期日までに学生支援センターへ提出しなくてはならない。

## (ファーストイヤー奨学金)

- 第3条 ファーストイヤー奨学生の対象は、1年次生（学則第34条に定める入学者を除く）で、春学期の学業成績が優れ、就学継続の意志が強固で、教育上経済的な援助が必要であると認められる者とする。
- 2 給付額は、年額30万円とする。なお、奨学生は20名までを限度とする。

## (玉川奨学金)

- 第4条 玉川奨学生の対象は、2年次生以上（編入学初年度の学生を除く）で、学業的・人物的にも優れ、就学継続の意志が強固で、教育上経済的な援助が必要であると認められる者とする。
- 2 給付額は、年額30万円とする。なお、奨学生は対象学生総数の1.0パーセント以内とする。
- 3 在学期間中、重ねての申請及び採用を制限しない。
- 4 財源は、玉川大学父母会の拠出金及びその他の寄付金をもってこれにあてる。

## (経済支援奨学金)

- 第5条 経済支援奨学金の対象は、2年次生以上（編入学初年度の学生を除く）で、就学継続の意志が強固で学業優秀にもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難で、経済的な援助が必要であると認められる者とする。
- 2 給付額は、50万円とする。なお、奨学生は当該年度の経済支援奨学金予算内で支給できる人数を上限とする。
- 3 在学期間中、採用は1回のみとする。
- 4 財源は、玉川スチューデントサポート基金等をもってこれにあてる。

## (課外活動奨学金)

- 第6条 課外活動奨学金の対象は、体育会クラブ又は文化会クラブに所属し、その活動で顕著な成績・成果を収め、学業的・人物的に優れ、クラブ部長が推薦する者とする。
- 2 給付額は、年額50万円とする。なお、奨学生は当該年度の課外活動奨学金予算内で支給できる人数を上限とする。
- 3 在学期間中、重ねての申請及び採用を制限しない。
- 4 財源は、玉川スチューデントサポート基金等をもってこれにあてる。

## (SAE海外留学奨学金)

- 第7条 SAE海外留学奨学生の対象は、SAE海外留学プログラムに参加する学生で、学業的・人物的にも優れ、留学と留学を通しての勉学への意志が強固・明確であると認められる者とする。
- 2 SAE海外留学プログラムとは、全学生を対象とする留学プログラムで、大学部長会において承認され、国際教育センターが主催する留学をいう。
- 3 給付額は、年額50万円以下（留学先授業料150万円未満）、年額100万円以下（留学先授業料150万円以上200万円未満）、年額150万円以下（留学先授業料200万円以上）とする。なお、奨学生は15名を限度とする。
- 4 在学期間中、採用は1回のみとする。

## (玉川応急奨学金)

- 第8条 玉川応急奨学生の対象は、家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的にも優れ、就学継続の意志が強固であると認められる者とする。
- 2 給付額は、年額30万円とする。
- 3 在学期間中、採用は1回のみとする。
- 4 財源は、玉川大学父母会の拠出金及びその他をもってこれにあてる。

## (小原応急奨学金)

- 第9条 小原応急奨学生の対象は、4年次生で、家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的にも特に優れ、就学継続の意志が強固であると認められる者とする。
- 2 給付額は、年額60万円とする。なお、奨学生は4名を限度とする。

### (TeS奨学金)

- 第10条 TeS奨学金の対象は、4年次生で、家計急変により学費負担が困難で、学業的・人物的に優れている者の中から認定所得が低い者若干名とする。
- 2 給付額は、授業料・教育研究諸料・施設設備金とする。
  - 3 財源は株式会社タマガワイーサポートからの寄付金を充当する。

### (大学院奨学金)

- 第11条 大学院奨学生の対象は、大学院生（諸団体から学費の一部又は全額支給されている大学院生を除く）で、学業的・人物的に優れている者とする。
- 2 給付額は、次のとおりとする。
    - (1) 修士課程・専門職学位課程は年額20万円とする。なお、奨学生は当該年度の大学院奨学金予算内で支給できる人数を上限とする。
    - (2) 博士課程の学生は年額50万円とする。なお、奨学生は10名を限度とする。ただし、申請者数が定員数に達しない場合には、残額を修士課程・専門職学位課程へ流用することができる。
  - 3 在学期間中、重ねての申請及び採用を制限しない。

### (玉川給付型奨学金)

- 第12条 玉川給付型奨学金の対象は、本学が実施する玉川給付型奨学金入学試験に合格し、所定の入学手続きを経た者とする。
- 2 給付額は、玉川給付型奨学金入学試験の選考基準により次のとおりとする。なお、入学金、教育研究諸料、施設設備金は納付する。
    - (1) 授業料全額相当額
    - (2) 授業料半額相当額
    - (3) 授業料3分の1相当額
  - 3 玉川給付型奨学生は全学部合計50名を限度とし、学部学科間での定員配分は行わない。
  - 4 玉川給付型奨学生は、学業成績優秀な者とし、学期ごと継続の審査を行う。

### (国公立大学併願スカラシップ奨学金)

- 第13条 国公立大学併願スカラシップ奨学金の対象は、本学の実施する国公立大学併願スカラシップ入学試験に合格し、所定の入学手続きを経た者とする。
- 2 本奨学金の奨学生は、授業料、教育研究諸料、施設設備金の合計を国公立大学の授業料と同額とする。なお、国公立大学の授業料に変動があった場合には、その金額に準じて変更をする。
  - 3 国公立大学併願スカラシップ奨学生は全学部合計50名を限度とし、学部学科間での定員配分は行わない。
  - 4 給付額は国公立大学併願スカラシップ奨学生負担分以外とする。
  - 5 国公立大学併願スカラシップ奨学生は、学業成績優秀な者とし、学期ごと継続の審査を行う。

### (形式)

- 第14条 奨学金は、原則として返還することを必要としない給付形式のものとする。

### (併用)

- 第15条 本規程に定める奨学生は、その他の奨学金制度による奨学生であってもこれを選定することを制限しない。ただし、ファーストイヤー奨学金、玉川奨学金、

経済支援奨学金、課外活動奨学金、玉川応急奨学金、小原応急奨学金相互の併用はその限りではない。

- 2 玉川給付型奨学生及び国公立大学併願スカラシップ奨学生は、原則として第1条第2項第1号～第8号に定められた奨学金の給付対象外とする。ただし、家計急変等の事由が生じた場合には、玉川応急奨学金又は小原応急奨学金に限り学生支援センター長が学生委員会に諮り、学長に推薦することができる。

### (選定)

- 第16条 奨学生は各奨学金によって定められた手続きによって学長に推薦された学生のうちから、大学部長会又は大学院研究科長会の審議を経て、学長がこれを決定する。
- 2 玉川給付型奨学生は、玉川給付型奨学金入学試験で選定し、学長がこれを決定する。
  - 3 国公立大学併願スカラシップ奨学生は、国公立大学併願スカラシップ入学試験で選定し、学長がこれを決定する。
  - 4 1年次秋学期以降の玉川給付型奨学生は、玉川給付型奨学金に定められた手続きによって学長に推薦された学生のうちから、大学部長会の審議を経て、学長がこれを決定する。
  - 5 1年次秋学期以降の国公立大学併願スカラシップ奨学生は、国公立大学併願スカラシップ奨学金に定められた手続きによって学長に推薦された学生のうちから、大学部長会の審議を経て、学長がこれを決定する。

### (通知)

- 第17条 奨学生が決定したときは、学生支援センター長が本人並びに保証人に通知する。なお、第1条第2項第5号、10号～11号については次のとおりとする。
- 2 SAE海外留学奨学生は、国際教育センター長が本人並びに保証人に通知する。
  - 3 玉川給付型奨学生及び国公立大学併願スカラシップ奨学生は、入学時は入試広報部から、1年次秋学期以降は継続の可否を学生支援センター長が本人並びに保証人に通知する。

### (交付)

- 第18条 TeS奨学金、玉川給付型奨学金、国公立大学併願スカラシップ奨学金を除く奨学金は、奨学生が決定し、諸手続きが完了してから1か月以内に、保証人名義の銀行口座に振り込むものとする。ただし、学生支援センター長が判断した場合や大学院奨学金に限り、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。また、SAE海外留学奨学金は留学年度に振り込むものとする。
- 2 TeS奨学金は、本学の指定する学費口座に振り込むものとする。
  - 3 玉川給付型奨学金は、5月末及び11月末に選考基準に則った学期ごとの金額を保証人名義の銀行口座に振り込むものとする。
  - 4 国公立大学併願スカラシップ奨学金は、本学の指定する学費口座に振り込むものとする。

### (有効期間)

- 第19条 奨学金及び奨学生の効力は当該年度限りとする。ただし、SAE海外留学奨学金及びSAE海外留学奨学生の効力は留学期間中も含むものとし、給付は奨学

生決定の次年度に繰り越すことができる。

- 2 玉川給付型奨学金及び玉川給付型奨学生、国公立大学併願スカラシップ奨学金及び国公立大学併願スカラシップ奨学生の効力は、入学後4か年とする。ただし、本規程第20条により停止または取消された場合を除く。

#### (実績報告書)

- 第20条 玉川給付型奨学生及び国公立大学併願スカラシップ奨学生を除く奨学生は、奨学金による成果及び使途について実績報告書を作成し、当該年度末日までに学生支援センターに提出する。ただし、SAE海外留学奨学生は帰国後1か月以内に国際教育センターに提出する。
- 2 玉川給付型奨学生は、学期ごとに実績報告書を学生支援センターに提出する。
  - 3 前項により提出された実績報告書は、奨学生の所属する学部の学生主任、学部長または研究科長を経由して、学生支援センター長が取りまとめて、学長に報告する。ただし、SAE海外留学奨学生の実績報告書は学部長を経由後、国際教育センター長が取りまとめて、学長へ報告する。

#### (停止又は取消し)

- 第21条 奨学生が休学、退学、留学をとりやめるとき、除籍されたとき、又は奨学生として不適当と認められたときは、奨学金の給付を停止、又は決定を取り消すことがある。
- 2 玉川給付型奨学生及び国公立大学併願スカラシップ奨学生は、入学後学期ごとに継続可否の審査を行い、その結果継続不可と決定された時は、奨学生の資格を取り消すものとする。
  - 3 玉川給付型奨学生及び国公立大学併願スカラシップ奨学生は、定められた期日までに正規の学費等納付金を入金しなかった場合や継続の申請を怠った場合には、奨学金の給付を停止、又は決定を取り消すことがある。
  - 4 前項により奨学金の給付を停止、又は決定を取り消された場合は、その奨学金の一部又は全額を返還させることができる。
  - 5 前各項に定める事項は、大学部長会又は大学院研究科長会の議を経て学長がこれを決定する。ただし、経済支援奨学金、課外活動奨学金については、玉川スチューデントサポート基金規程第8条による。

#### (寄附)

- 第22条 奨学生は、卒業後の返還義務はないが、やがてそれぞれの分野で活躍できるようになった際には、後輩のための奨学基金として相応の金額を寄附することが望ましい。

#### (施行細則)

- 第23条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

#### (事務主管)

- 第24条 この規程に係る事務主管は、学生支援センターとする。なお、第1条第2項第5号、10号～11号については次のとおりとする。
- 2 SAE海外留学奨学金に関する事務主管は、国際教育センターとする。

- 3 玉川給付型奨学生及び国公立大学併願スカラシップ奨学生に関する事務は、選考時によっては入試広報部が担当し、入学後の事務主管は、学生支援センターとする。

#### (附則省略)

### 玉川大学奨学金規程施行細則

#### (趣旨)

- 第1条 この細則は、玉川大学（以下「本大学」という。）奨学金規程第23条に基づき、奨学金の施行に必要な事項を定める。

#### (ファーストイヤー奨学生の選定)

- 第2条 ファーストイヤー奨学生の選定は、次の各号による。
- (1) 説明会は6月に開催する。
  - (2) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、春学期GPA順位が学科上位5パーセント以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定した上で、申請者一覧表を作成する。
  - (3) 学生支援センター長は、前号により作成された申請者一覧表及び申請書をもとに、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
  - (4) 奨学生の決定は、当該年度の10月末日までとする。

#### (玉川奨学生の選定)

- 第3条 玉川奨学生の選定は、次の各号による。
- (1) 説明会は4月に開催する。ただし、学科のプログラムで留学に行っている学生については別に定める。
  - (2) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位10パーセント以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定した上で、申請書に学内奨学金推薦依頼状を添付し、担任等に送付をする。
  - (3) 担任等は、前号により送付された書類の学生について、申請書を確認し、申請書所定欄を記入の上、学生支援センターに提出する。
  - (4) 学生支援センターは、前号により提出された申請書を学部ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。
  - (5) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。
  - (6) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生に順位を付して、学生支援センター長に申請する。
  - (7) 学生支援センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
  - (8) 奨学生の決定は、当該年度の年度末までとする。

#### (経済支援奨学生の選定)

- 第4条 経済支援奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会等は4月に開催する。ただし、応募状況により10月にも説明会を開催する。
- (2) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、所属学科上位30%以内（小数点以下繰上げ）、かつ、日本学生支援機構の定める収入基準（併用貸与）以下であることを確認する。また、学生及びその生計維持者の保有する資産の合計が、生計維持者が2名の場合は2,000万円、生計維持者が1名の場合は1,250万円を下回る学生を選定する。
- (3) 学生支援センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (4) 奨学生の決定は、当該年度内とする。

#### （課外活動奨学生の選定）

第5条 課外活動奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 募集詳細は年度当初にクラブ部長に周知する。
- (2) 学生支援センターは、クラブ部長が推薦のうえ申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、所属学科上位30%以内（小数点以下繰上げ）、かつ、奨学金の受給に相当するクラブ活動の成績・成果があった学生を選定する。なお、選定基準及び相当するクラブ活動の成果については別に内規に定める。
- (3) 学生支援センター長は、前号による申請について、課外活動支援委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (4) 奨学生の決定は、当該年度内とする。

#### （SAE海外留学奨学生の選定）

第6条 SAE海外留学奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会は7月に開催する。ただし、応募状況により12月にも説明会を開催する。
- (2) 申請は各年度1回のみとし、留学の申請と共に奨学金の申請を行うものとする。次年度以降に2度目の申請を行う場合は、国際教育推進委員会が指定するプログラムへ申請することとする。
- (3) 国際教育センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位3分の1以内（小数点以下繰上げ）もしくは累積GPAが3.00以上の学生を選定した上で、申請者一覧表を作成し、申請書と共に国際教育センター長に提出する。
- (4) 国際教育センター長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、国際教育推進委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (5) 奨学生の決定は、留学前年度内までとする。

#### （玉川応急奨学生の選定）

第7条 玉川応急奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 学生は家計急変事由発生月の翌月を起点として12か月以内に学生支援センターに奨学金申請希望を申し出る。なお、家計急変とは生計維持者の失職・破産・病気・死亡・離別・災害等により著しく収入が減収または支出が増大することを指し、定年退職や自己都合での退職、雇用契約期間の終了に伴う退職等は認めない。また、12月末日以降の申し出については、次年度に繰り越して申請を受け付ける。

- (2) 学生支援センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPAが2.50以上、かつ、日本学生支援機構の定める収入基準（併用貸与）以下であり、学生及びその生計維持者の保有する資産の合計が、生計維持者が2名の場合は2,000万円、生計維持者が1名の場合は1,250万円を下回る学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。
- (3) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。
- (4) 担任等は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記し、学生支援センターに提出する。
- (5) 学生支援センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。
- (6) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。
- (7) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生を、学生支援センター長に申請する。
- (8) 学生支援センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

#### （小原応急奨学生の選定）

第8条 小原応急奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 学生は家計急変事由発生月の翌月を起点として12か月以内に学生支援センターに奨学金申請希望を申し出る。なお、家計急変とは生計維持者の失職・破産・病気・死亡・離別・災害等により著しく収入が減収または支出が増大することを指し、定年退職や自己都合での退職、雇用契約期間の終了に伴う退職等は認めない。また、12月末日以降の申し出については、申請を受け付けない。
- (2) 学生支援センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位5パーセント以内（小数点以下繰上げ）、かつ、日本学生支援機構の定める収入基準（併用貸与）以下であり、学生及びその生計維持者の保有する資産の合計が、生計維持者が2名の場合は2,000万円、生計維持者が1名の場合は1,250万円を下回る学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。
- (3) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。
- (4) クラス担任等は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記し、学生支援センターに提出する。
- (5) 学生支援センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。
- (6) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。
- (7) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学

生を、学生支援センター長に申請する。

- (8) 学生支援センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

#### (TeS奨学生の選定)

第9条 TeS奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会等は4月に開催する。ただし、応募状況により10月にも説明会を開催する。
- (2) 学生支援センターは説明会出席者に対し、財源は株式会社タマガワイーサポートからの寄付金であること及び家計急変事由発生月の翌月を起点として12か月以内であり、認定所得の低い者から若干名の採用であることを説明し、申請を受け付ける。なお、家計急変とは生計維持者の失職・破産・病気・死亡・離別・災害等により著しく収入が減収または支出が増大することを指し、定年退職や自己都合での退職、雇用契約期間の終了に伴う退職等は認めない。
- (3) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPAが2.50以上、かつ、日本学生支援機構の定める収入基準（併用貸与）以下であり、学生及びその生計維持者の保有する資産の合計が、生計維持者が2名の場合は2,000万円、生計維持者が1名の場合は1,250万円を下回る学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。
- (4) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任に提出し、面談を受ける。
- (5) 担任は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記入し、学生支援センターに提出する。
- (6) 学生支援センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧を作成し、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (7) 奨学生の決定は、当該年度内とする。

#### (大学院奨学生の選定)

第10条 大学院奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会は4月に開催をする。
- (2) 学生支援センターは申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、申請書に学内奨学金推薦依頼状を添付し、研究指導担当教員に送付をする。
- (3) 研究指導担当教員は、前号により送付された書類の学生について、申請書を確認し、申請書所定欄を記入の上、学生支援センターに提出する。
- (4) 学生支援センターは、前号により提出された申請書を研究科ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に研究科長に提出する。
- (5) 研究科長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、各研究科会に諮り、奨学生適格者を選定し、研究科としての推薦順位を付して、学生支援センター長に提出する。
- (6) 学生支援センター長は、前号により提出された適格者を推薦者一覧表に取りまとめ、学長に推薦する。
- (7) 奨学生の決定は、当該年度の7月末日までとする。

#### (玉川給付型奨学生の選定及び継続の可否)

第11条 玉川給付型奨学生の選定及び継続の可否は次の各号による。

- (1) 玉川給付型奨学生は、玉川給付型奨学金入学試験の合格者とする。玉川給付型奨学金入学試験は別に定める入学試験実施要項に基づいて実施する。
- (2) 入学後は本学が定める申請期間内に、玉川給付型奨学生は、学生支援センターに継続希望の旨を申し出て、指定期日までに所定の申請書を学生支援センターに提出する。
- (3) 学生支援センターは、申請のあった玉川給付型奨学生について、申請書類と学業成績を確認し、原則として当該学期GPA3.40以上の玉川給付型奨学生を選定した上で、申請者一覧表を作成する。ただし、申請学生の当該学期GPAが3.40未満の場合や、定められた期日までに学費が納められていない場合には、学生委員会の審査を経て、給付を取り消す。
- (4) 学生支援センター長は、前号により作成された申請者一覧及び申請書をもとに、学生委員会において、学期ごとに学業成績を審査し、玉川給付型奨学生の継続の可否を決定し、申請者適格者を推薦一覧表にまとめて、学長に推薦する。

#### (国公立大学併願スカラシップ奨学生の選定及び継続の可否)

第12条 国公立大学併願スカラシップ奨学生の選定及び継続の可否は次の各号による。

- (1) 国公立大学併願スカラシップ奨学生は、国公立大学併願スカラシップ入学試験の合格者とする。国公立大学併願スカラシップ入学試験は別に定める入学試験実施要項に基づいて実施する。
- (2) 入学後は本学が定める申請期間内に、国公立大学併願スカラシップ奨学生は、学生支援センターに継続希望の旨を申し出て、指定期日までに所定の申請書を学生支援センターに提出する。
- (3) 学生支援センターは、申請のあった国公立大学併願スカラシップ奨学生について、申請書類と学業成績を確認し、原則として当該学期GPA3.40以上の国公立大学併願スカラシップ奨学生を選定した上で、申請者一覧表を作成する。ただし、申請学生の当該学期GPAが3.40未満の場合は、学生委員会の審査を経て、給付を取り消す。
- (4) 学生支援センター長は、前号により作成された申請者一覧及び申請書をもとに、学生委員会において、学期ごとに学業成績を審査し、国公立大学併願スカラシップ奨学生の継続の可否を決定し、申請者適格者を推薦一覧表にまとめて、学長に推薦する。

#### (その他の事項)

第13条 この細則にない事項及び特別な事案については、学生支援センター長が学生委員会に諮り、学長に推薦する。ただし、SAE海外留学奨学金に関する事項については、国際教育センター長が国際教育推進委員会に諮り、これを学長に推薦する。

#### (附則省略)